

決算特別委員会産業建設分科会会議記録 (決算審査)	
1. 日 時	平成29年10月3日(火) 9:30開会 平成29年10月3日(火) 15:50閉会
2. 場 所	委員会室
3. 出席議員	小島政行座長、國里修久副座長、前田えり子委員、足立義則委員、大上和則委員、園田依子委員
4. 会議に付した事件	<p>認定第 1号 平成28年度篠山市一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第 3号 平成28年度篠山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第 4号 平成28年度篠山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第 5号 平成28年度篠山市公営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第10号 平成28年度篠山市水道事業会計決算認定について</p>
5. 議事の経過	<p>■開会 9:30</p> <p>小島座長 あいさつ</p> <p>小島座長 開議宣告</p> <p>■認定第1号 平成28年度篠山市一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>【主な説明】</p> <p>まちづくり部より決算説明資料に基づき説明(地域計画課)</p> <p>【主な質疑】</p> <p>園田委員 地域開発費に関して、平成28年度は太陽光発電設備の申請が7件とのことであったが、景観へ配慮し遮蔽されているのは何件か。また、景観ガイドラインに適合していないものはないか。</p> <p>まちづくり部 景観ガイドラインでは、遮蔽塀を設置する際に推奨する塀のイメージを示しているが、義務とはしておらず、場所に応じた指導を行っている。また、周辺への植栽をガイドラインに基づき指導している。なお、基準に適合しているものについて許可しているが、塀や植栽については、遮蔽以外にも圧迫感の軽減や緑化等の観点から定めている。</p>

園田委員 下小野原に設置されている太陽光発電設備については、周囲の景観にそぐわない設置状況であるが、市としてやむを得ないと考えているのか。

まちづくり部 下小野原の太陽光発電設備が周囲の景観を損ね、それが発端となって現在の景観ガイドラインを策定したことから、当該設備については、ガイドラインは適用されていない。しかしながら、設置場所は、丹波焼の産地である、やきものの里へのアクセス路周辺に位置しているため、事業者には、周囲の景観への配慮の重要性を伝えるとともに、太陽光パネルの一部撤去や緑化等による景観の改善について協力をお願いしており、先月も書面により依頼したところである。

前田委員 太陽光発電設備の設置に伴い、新設される電柱についても条例の規制対象となっているのか。

まちづくり部 電柱は、規制対象となっていない。

前田委員 奥山のゴルフ場にある太陽光発電設備について、幹線道路までの電柱が建て替えられているが、景観上の規制等はないのか。

まちづくり部 電気事業法による供給義務があるのではと思う。なお、法令の義務に基づく行為は、規制の対象となっていない。

まちづくり部 道路敷地に建てる場合は、道路法の占用許可が必要となるので、市道の場合は市の許可、個人の敷地であれば個人の許可が必要である。市への申請があるとすれば、そういった関係での申請は出ていると思われる。

前田委員 長い距離を新設する場合等、景観上の規制はないのか。

まちづくり部 電柱の設置を禁止することは難しいと思うが、城下町地区や福住地区等の場所に応じて、茶系に着色した電柱の設置をお願いしている。

園田委員 都市計画事務費に関し、ハートピア北条団地の18区画中5区画が未分譲になっているが、昨年の決算審査の際にも建築業者との連携を考えてほしいとの意見をしたが、その後の取り組み状況はどうか。

まちづくり部 昨年、建築業組合にはパンフレットを持参しPRを依頼した。本年度も相談はあったが、販売には至っていないため、今後も引き続きPRを行っていく。SNSなどを通じて地域や居住者からの情報発信も大事なことを考えている。

園田委員 宣伝の部分も大事にされたい。

小島座長 景観形成事業について、景観の届出が75件、屋外広告物条例の許可が72件となっているが、どのような内容のものか。

まちづくり部 景観の届出については、宅地分譲、集合住宅、太陽光発電設備、携帯電話基地局の鉄塔などが多い。屋外広告物については、自己敷地内に掲出する自家用の看板と自己敷地外に掲出する案内誘導広告が、それぞれ同程度の割合である。自己敷地内では、新規に出店等される場合に建植広告物

や壁面広告物などが多く掲出されている。なお、新規と更新の許可件数は、同程度の割合となっている。

前田委員 市営住宅管理費に関し、使用料の滞納については、それぞれ事情もあり訪問徴収等もされていると思われるが、払えなくなった内容はどのようなことか。

まちづくり部 住宅の使用料は収入に応じて算定され、一般住宅に比べれば低廉な家賃であるが、家庭の事情などの様々な事情から払えない場合がある。例えば、滞納がある状態で生活保護になれば滞納金を徴収することは難しく、資力が回復するまでの間は未収金になる。弁護士委託については、対象は過年度滞納者で、退去滞納者や現在入居者も含めての対応である。なお、住宅使用料は、前々年度の収入で算定されるが、現状で収入が減少した場合は、減免規定による減免措置も行っている。

大上委員 家賃を滞納しながら住んでいる人は、何ヶ月も滞納額が累積しているのか、少しずつ納入しているのか。

まちづくり部 滞納整理要綱では徴収は6ヶ月を過ぎればアクションを起こしていくこととしている。現実に滞納の累積は数件ある。累積していけば最終的には明け渡し請求に移行することになる。連帯保証人への請求や弁護士委託など、様々な方法を組み合わせて徴収をしているが、対応は滞納者の生活状況や理由により変わってくる。累積した人には一括納付は難しいので、毎月分は納付、滞納分は分割納付とするなど累積しないように相談することになるが、それでも納付が滞る場合は明け渡し請求のうえ訴訟となっていく。

大上委員 滞納したまま行方がわからなくなり、放置しているケースはあるのか。

まちづくり部 行方が分からない退去者があるため、弁護士に対応を委託している。弁護士が戸籍調査などを行っても見つからなければ徴収不能という判断の上で欠損との流れになるが、できる限り調査を行っていきたい。なお、退去者においては、本人が死亡している場合は徴収が難しくなる。

大上委員 部屋の修繕、壁のはがれ等のケースは個人の負担になるのか。

まちづくり部 壁紙のめくれなら個人負担。駆体に関するもの、老朽化なら市が負担。ものによって違うが、基本的に消耗品的なものは入居者にお願いしている。

大上委員 敷金での修繕はしないのか。敷金は最初に預かっているのか。

まちづくり部 基本的には家賃の3ヶ月分を預かり、退去時に全額返還する。未納があった場合は、それらに充当している。

まちづくり部 市営住宅は基本的には修繕に係る敷引きはしない。退去時には畳・襖などをきれいにしてもらい、故意にドアをつぶすとかガラスを割るとかのケースでない限り修繕費の請求はしていない。

足立委員 滞納金額の徴収率について、不能欠損で落とした場合調定額の分母が減るとのことか。

まちづくり部 税金等の徴収率の算定と同様に、その年度の調定額は減額されない。翌年に繰越した段階で減ることになる。

足立委員 28年度について、今回の不能欠損額は決算の徴収率に影響しないとの認識でよいか。

まちづくり部 徴収率は収入額を調定額で割ったもので、算定は不能欠損額を含んでいる。翌年の徴収率には影響するが、28年度決算においてはご指摘のとおりである。

前田委員 行政事務事業評価に関し、課題及び見直しの必要性について、古い市営住宅は高齢者が多く、納得して移転されている方が多いが、環境が変わったことでその後の暮らしが少し気がかりな点もある。そうした方へのフォローはどうしているのか。

まちづくり部 本年度は南新町住宅の移転に力を入れている。本年度当初は4件であったが、現状3件の契約がある。特に西側2件の移転を積極的に進めており、1件は近く退去予定、もう1件については移転協議中である。移転に理解を示されているが、89歳と高齢なため、できればこのまま住み続けたい意向も持っておられる状況である。なお、これまで移転した人が、移転が原因での苦情は特にはないと聞いている。

まちづくり部 福祉担当事務局では庁内調整会議において諸問題になるケースは協議を行っている。移転し問題になるケースは高齢者側の視点で当然把握をするが、移転された人に社会性がなく必ずトラブルになるということはない。加齢とともに体力が落ちての介護上の問題はあるが、移って生活がしにくくなったとのことはないし、移転により住環境的には向上することが多いので、特にはないものと認識している。

足立委員 用途廃止住宅の跡地活用が課題とされているが、もう少し積極的に言うのであれば「もともと宅地であるため、居住空間としてはよい場所なので、新たな家を建て宅地として活用する」と書くべきではないか。地域の住民自治の活動を減らさないためにも、そこは宅地としてこれからも活用する。単なる「有効活用」という表現ではなく、市としての方向は持つておいてもよいのではないか。もともと住宅で人が住んでいたので、もう一度人が住んでもらえるような考え方で書いておくべきではないか。意見を聞くと、有効活用して公園にすればとの計画が出てくるが、そこを一団の土地と捉え、業者に売ってしまっても、もう一度人が住むという方向を見据えて用途廃止住宅を撤去していついていく流れを示していくべきではないか。

まちづくり部 これから管財契約課に所管を移して活用方針を考えていくことになる。やはり活用会議など庁舎内で連携をとって部長等が共通認識を持って考えていくべき事であり、最終的には市の施策として市長が方向を出していくべきである。宅地であったのでこれからも開発が進んでいくのが地元の思いでもあるので、地域と一緒に共通の方針をもっていくことがこれからの課題である。

小島座長 市営住宅については何かニーズ調査されているのか。具体的には、老朽化の市営住宅は取り壊しの方向ではあるが、市営住宅に住みたい高齢者が結構あるのか、また、子育て世帯が自分の住宅を持つまでの準備としてもニーズがあるのか等、そうした見極めはされているのか。

まちづくり部 基本的には住生活基本計画や長寿命化計画の策定の際にそうした見極めはされていると認識している。計画は10年間であり、篠山市内の人口動態や住戸の戸数から市営住宅の必要戸数がカウントされている。平成33年までの計画なので、将来市の人口が減少することから、住戸戸数は充足すると考えられるが、計画の更新時には市営住宅のニーズなども考慮した計画とする必要があると考える。また、高齢化が進むことから、長寿命化を図った後はバリアフリー化なども考慮していく必要があると考えている。

小島座長 跡地活用についてはどのような方向で進めていくのか。例えば、業者に任せるとの方向もあるし、集落の古民家を公的に使うようなことや、逆に農村部で年配の方が一人住まいするとなると、コンパクトシティ的な意識で公的な住宅を便利な所に建てて入ってもらうような対応が必要かと思いつつも、今までの公営住宅とは少し違う考えも必要であると考えている。

大上委員 西新町南住宅のように、取り壊して退去した方はどこかの市営住宅に入れるのか。

まちづくり部 取り壊しは空き家になっている住宅、例えば2戸1棟などのケースで、退去により1棟が空き家となった場合など、空き家の住宅がまとまった段階で取り壊している。今取り壊しているのは全て空き家となった住宅である。

#### 【主な説明】

まちづくり部より決算説明資料に基づき説明（地域整備課）

#### 【主な質疑】

前田委員 道路維持管理費に関し、今年は大雪で、地域でも除雪されたと思うが、地元から多くの除雪要望があり大変だったのではないかと。何日間か外出できなかったとの話も聞いているが、どのように対応したのか。

まちづくり部 除雪については、市内 18 業者にエリア分けを行い、指定路線を中心に除雪作業を実施した。国・県道は、兵庫県の管理になるため、丹波土木事務所と調整しながら除雪作業を行った。しかしながら、除雪業者の班編成が組めない状況で、業者の手が回らない箇所については、除雪機を使い、職員が直営で除雪を行った。徹夜で 2 日間待機し、緊急対応した。

前田委員 国・県道は比較的早く除雪していたが、そこへ出るまでの道が除雪出来なかったため、早く除雪対応すべき計画が必要ではないか。集落内の市道については、自治会の有志で朝から道が空けられたが、高齢化でなかなかできない。市内広範囲になるが、よろしくお願ひしたい。道路パトロール員の募集があったが、人員が不足しているのではないか。道路パトロールの状況を説明されたい。

まちづくり部 4 月から採用した道路パトロール員が 9 月に退職し、一人では作業ができないため、募集したものである。10 月 2 日から 2 名体制で道路パトロールを行っている。以前から、総務課へみくまりダム、栗柄ダムの監視の為に道路パトロール員の増員を要望しているが、今の財政状況では難しい。ダムの監視で週に 1 日半は必要であり、作業が大掛かりなものについては、職員も一緒に作業を実施している状況である。業者発注では高額になるため、直営工事のメリット及び緊急対応もできるため、非常勤嘱託員の来年度に向けたヒアリング等で要求していきたい。

前田委員 要望については、すぐに対応されている状況であり、人手が必要な部署と認識しているため、人員の確保に努めてもらいたい。

大上委員 大雪の際、除雪のため市内 18 業者を登録とのことであるが、緊急の事態に備えて登録業者を余分に確保しておくようなことはできないのか。

まちづくり部 当初 14 業者で除雪をエリア分けで実施していたが、大雪であったことで塩化カルシュームを購入し搬送していただくなどの緊急対応を行った。今回 18 業者で実施したが、雪の状況により臨機応変に対応したいと考える。ただし、土木業者が除雪する重機を持っていない状況であり、国・県道から市道から入っていくのに除雪専用の重機ではないため、なかなか進まない状況である。本年度も 12 月頃から除雪契約を締結する際には、土木業者の重機や人員の状況等を把握しながら検討していきたいと考える。

大上委員 塩化カルシュームについて、地元住民が備蓄されているところに行行ってボランティアで撒いているケースがあり、塩化カルシュームが足りない状況をどうするんだとの電話があった。支所にも無い状況が多かったようである。事前予測は難しいと思うが、そうしたことがないように対応しないと、無くなっては仕方がない。

まちづくり部 塩化カルシュームについては、天気情報を確認しながら備蓄できるよ

うに手配をかけてきた。朝来市から購入をしているが、県内全域の大雪でストックが無かったり、配達もできない状況もあったため、こちらから取りに行くことで対応した。危険箇所については、事前に道路パトロール員により配布し、隣接の方の協力のもと散布していただいている。今回の大雪については、広報及びホームページ等で支所へ取りに行ってもらいたい。支所からは塩化カルシュウムの備蓄状況の報告をもらい配達していたが、一時的に無い状況もあったので、今年度はそうしたことの無いように対応していく。

足立委員 法定外公共物使用料の内訳を説明されたい。道路占用料については、電柱だけのものか。

まちづくり部 法定外公共物の使用料については、電柱及び営業目的の進入路の蓋掛け等が対象になる。道路占用料については、電柱及び配線関係と工事用の敷き鉄板等も対象になる。

足立委員 電柱1本の使用料はいくらか。

まちづくり部 電柱1本あたり年間1,020円で、兵庫県と同額である。

足立委員 市単独事業に関し、国庫補助金が入っているのはどうしてか。

まちづくり部 味間認定こども園関係で西側の味間中央線の舗装工事が当初市単独でしかできなかったが、国庫の舗装修繕を要求したところ全額ではないものの補助金が付いたので、市単独事業で実施した。

足立委員 栗柄ダム管理事業に関し、空撮用マルチコプター（ドローン）は栗柄ダムのためだけにあるものなのか。市で活用できないのか。

まちづくり部 栗柄ダムの堤体のコンクリートの継ぎ目から漏水しており、夏場はコンクリートが膨張し、漏水は見えないが、冬場になると染み出てきている状況であることから、観測するために購入したものである。原則的には、栗柄ダムで使うために購入したものである。

足立委員 施設管理費に関し、駐輪場使用料が未収額ゼロであるが、どのような契約になっているのか。

まちづくり部 一時預かりと定期預かりがあり、一時預かりは機器に投入するものであり、投入された金額が収入になる。定期預かりについては、大半が口座振替になる。30件が口座振替ではないが、毎月20日ごろに納付書を送付し、市役所、支所、銀行窓口でお支払いしてもらっている。一部の未納については、訪問や督促をして集金している。

足立委員 毎月20日ごろに請求して月末に納入されるということか。滞納になった場合は、契約解除になるのか。

まちづくり部 滞納者に対して即解除はしない。3カ月を超えて滞納される場合は、訪問等により徴収している。

足立委員 他収入で滞納はよくあるが、駐輪場使用料だけが滞納ゼロには何かヒントがあるのではないかと。少額で払いやすいとか。滞納が重なると払えなくなるので、初期の段階で対応するのが望ましいと考える。少額であっても積み重なれば支払えない状況になるので、必ず回収するとの姿勢を他の部署でも活かしてもらいたい。債権が溜まって保証人に連絡するのではなく、すぐに対応すべきである。

まちづくり部 滞納者は2名であり、督促すれば納めていただける状況である。

園田委員 市営駐車場管理費に関し、河原町駐車場は年々駐車場の収入が減ってきている。最近河原町駐車場の利用者は増えてきていると思うが、料金所がコインボックスで分かり難いのではないかと。

まちづくり部 立町、河原町、西町各駐車場は手持ちのお金だったのか、端数の金額が入っている。4年前に機械導入を検討したが、費用が高額で、本篠山駐車場の借り受けもあり、見送った。ルートインの進出の話もあることから、アクト篠山に依頼して料金ボックスの明記をわかりやすくしてもらっているが、外には付けられないため、奥に設置せざるを得ない。

園田委員 今後の流れもあるが、駐車場は必要と思うので検討してもらいたい。また、西町駐車場の整備について、今後の流れを説明されたい。

まちづくり部 近隣工場の開発計画に伴って、西町駐車場の一部を道路に使用したいとの考えもあり、調整している状況である。固まり次第進めていく。

小島座長 駐車場の代替え地の検討はあるのか。

まちづくり部 イベントで使用しているため、商工観光課で検討している。県道東側の定期駐車場として使用している部分については、今後も駐車場として利用していく予定である。

小島座長 放置空き家対策事業に関し、補正予算の全体会において委員から意見があった。放置空き家については、固定資産税の住宅用地の特例はどうなるのか。

まちづくり部 所管部署は税務課になるが、管理不全な状態であれば、市の判断で住宅用地特例を撤廃することが出来る。空き家を潰すなり適正な管理をしてもらえれば、固定資産税が住宅用地特例並みとなる要綱が定められている。その運用については、来年から適用していくルール作りができています。

小島座長 空き家の倒壊を防ぐことも重要なことであると意見があった。倒壊しそうな物件は把握しているのか。

まちづくり部 市内全域の空き家の実態を調査している。地域から相談があった物件のみを把握している。

前田委員 空き家の所有者の相続人が不明な土地があるとのことであるが、空き家になって相続放棄をされる建物等を地元がどのように使えるのか協議会



で検討してもらいたい。

小島座長 ふるさとの川再生事業に関し、今後の方向性を説明されたい。

まちづくり部 市長と方向性を協議したが、生物が生息するところを保存、拡大するような方向性である。各自治会長及び小学校の理科の先生、森の学校に文書により事業個所の検討を依頼することとしている。

■認定第5号 平成28年度篠山市公営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

【主な説明】

まちづくり部より決算説明資料に基づき説明（地域整備課）

【主な質疑】

小島座長 料金見直しはタイムズ24俵に任せているのか。

まちづくり部 料金は条例で定める額の範囲内との表記になっている。現状は近隣並みの300円になっているので、これ以上の減額は発生しないと考えている。なお、本年1月からカーシェアリングの車が2台設置しており、利用推進に協力していきたい。

■認定第1号 平成28年度篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

【主な説明】

上下水道部より決算説明資料に基づき説明（経営企画課）

【主な質疑】

足立委員 し尿処理費に関し、モニター謝金を払っているが、モニターとはどういうものか。

上下水道部 あさぎり苑近隣の5名がモニターで、毎月1回あさぎり苑に対する意見を報告していただいている。

足立委員 具体的には、においがするとかの近隣の意見を吸い上げるということか。

上下水道部 臭気や騒音など施設運転に関する報告をいただき、内容を検討しながら年2回の生活環境保全委員会に諮っている。

大上委員 モニターの選考はどのようにしているのか。

上下水道部 地元の西岡屋から3名、岡野地区のまち協から1名（有居）、対岸の東吹から1名で構成している。

大上委員 モニターからの報告を受けて施設の改善などに反映されているのか。

上下水道部 これまでの事例として、排気用煙突からの臭気対策や、乾燥炉用の燃料ポンプの防音対策を行った。

大上委員 報告を受けるたびに対応しているのか。  
上下水道部 報告があった場合、まず詳しい日時を確認し、その時の稼働状態や異常の有無を確認するようにしており、予算など措置したうえで対応している。

■認定第3号 平成28年度篠山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

【主な説明】

上下水道部より決算説明資料に基づき説明（経営企画課）

【主な質疑】

小島座長 追加資料として配布された繰入金明細に関し、基準内と基準外の違いは何か。

上下水道部 国の示す基準により定めのあるものが基準内になる。

上下水道部 基準内は交付税の措置があり、基準外は交付税の措置がない。

足立委員 公共下水道管理費に関し、委託料の内、施設等の維持管理における契約は随意契約か。

上下水道部 現在は3年間の長期継続契約により業者と契約を結び維持管理業務を担ってもらっている。契約中のため前年と同額であるが、平成30年度には今後の統廃合計画も見据えて契約の内容も検討したいと考えている。

足立委員 どのような契約の仕方なのか。

上下水道部 施設により取扱いが異なるため、これまでのノウハウや技術を積み上げ経験を活かした運営が効率的であることから、1社での随意契約としている。

足立委員 業者はほぼ独占になっているのではないか。

上下水道部 緊急時の配備体制などを考慮した当市の業者選定の条件に該当する業者が限られている。

足立委員 競争原理が働かないため、契約に際しては金額や内容を精査して経費の無駄遣いとならないように努めてもらいたい。委託料の契約の内容について、資料提供は可能か。

上下水道部 資料の提供は可能である。（※提供済み）

足立委員 業者委託にするよりも直営でできないのか。

上下水道部 施設が稼働し始めて間もない平成15年ごろは施設数も少なかったこともあり直営で維持管理を行っていた処理場もあったが、処理場の数も増え、今の範囲と規模では職員数の問題もあり、技術や知識の面からも不可能である。

小島座長 下水道汚泥共同処理事業に関し、ウッドチップの活用状況はどうか。

上下水道部 東雲高校に貸し出しをしているウッドチップで作られた竹チップを乾

肥に 10%混ぜ込み、臭気対策として活用している。また、竹チップを黒豆畑に散布して実証実験を行っているところである。

小島座長 乾肥についての現状は。

上下水道部 乾肥は月 200 袋製造し、月 2 回配布しているが、現在約 60 人が 6 週間から 8 週間待ちの状況である。

小島座長 乾肥に対する苦情や意見はないか。

上下水道部 特にない。

■認定第 4 号 平成 28 年度篠山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

【主な説明】

上下水道部より決算説明資料に基づき説明（経営企画課）

【主な質疑】

小島座長 別紙繰入金明細表にある項目の説明を願いたい。

上下水道部 （資料に基づき繰入金の項目ごとに説明）

小島座長 資料のうち、「分流式下水道に要する経費」の額が大きい、どのようなものか。

上下水道部 下水に関する経費の負担については、汚水を私費、雨水を公費で賄うとの考え方があり、下水道整備をする際に雨水と汚水を分けて事業を行った分のうち、一般会計が負担すべき雨水に関する分について繰入れている。

上下水道部 これらの繰入金は、企業債の償還が計算の基礎になっている。

小島座長 昨年より繰入金が増えた要因は何か。

上下水道部 農業集落排水事業の場合、財源の資本費平準化債の発行額が減った分、一般会計からの繰入金をもって財源としたことによる。

足立委員 農業集落排水事業建設費に関し、土地改良事業団体連合会に委託する理由とその費用の根拠は。

上下水道部 市では設計業務等の技術を持ち合わせていないため、その技術を持った団体に業務を委託している。費用については、市で必要とする支援の項目を提示し、その見積もりを受けて計上している。

■認定第 10 号 平成 28 年度篠山市水道事業会計決算認定について

【主な説明】

上下水道部より決算説明資料に基づき説明（経営企画課）

### 【主な質疑】

小島座長 一般会計からの繰入金が増えた要因は何か。

上下水道部 高料金対策繰入金の算定基礎となる基準額の資本費が下がったことにより、当市の資本費との差額が大きくなったことが要因である。

小島座長 それに伴い、地方交付税も増えるのか。

上下水道部 地方交付税の算定額は増えることになる。

上下水道部 一般会計からの繰入金については、基準内と基準外に区別がなされているが、基準外についても地方公営企業法第 17 条の 2 に定める経費負担の原則に基づき、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費について、一般会計や他の特別会計より繰入れている。

小島座長 平成 29 年度の繰入金が増えそうな見込みはあるか。

上下水道部 高料金に対する経費において、上水道事業と簡易水道事業を統合したことにより平成 29 年度から上水道として一本算定となり、簡易水道で 1/2 対象であったものが上水道として全額対象となり増加する見込みである。

上下水道部 簡易水道と上水道を合わせ約 4 億 5,900 万円を見込んでおり、約 1 億円弱増加する見込みである。

足立委員 有収率が向上していることは良いことだが、漏水調査の内容や結果はどうか。

上下水道部 平成 28 年度の実績では、漏水調査を 11 カ所実施し、漏水箇所が 16 カ所見つけた。それに係る調査費は 265 万円を支払いしている。

足立委員 金額にしてどれくらいの量が漏水していたのか。

上下水道部 漏水量は推定で毎時 69.7 立方メートルである。

上下水道部 おおよそ一日当たり 60 万円程度の水道料金に相当する。

前田委員 篠山市の水道料金は全国的にみて高いということになるのか。

上下水道部 繰入基準の資本費は全国平均の 2 倍であり、多額の高料金対策繰入金を受けている。また、水道料金も高い方である。

### ■議員協議

認定第 1 号 平成 28 年度篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 28 年度篠山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 28 年度篠山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 28 年度篠山市公営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 10 号 平成 28 年度篠山市水道事業会計決算認定について

—部長・市長等への確認質問なし—

■閉会 15:50